

平成23年度第25回人事委員会開催概要

1 開催日時 平成24年3月14日(水)午後5時30分から

2 開催場所 人事委員会室

3 出席者 委員長 市木 重夫
委員 宮崎 君武
委員 田中 雅代
事務局長ほか関係職員

4 議事概要 審議事項

(1) 条例案に対する意見について

平成24年2月県議会で議員提案された次の会第4号および会第5号の条例案については、地域手当の制度改正にかかるもので、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、滋賀県議会議長からの意見聴取があり、次のとおり、意見を申し出ることによって決定された。

会第4号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

会第5号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

これらの条例案は、条例に規定する地域手当の支給割合を、平成23年度において支給している暫定支給割合に引き下げようとするものでありますが、現行の条例に規定する支給割合は、平成17年の本委員会の勧告に基づき、国の基準どおりに適用した場合の全体水準によって定められたものであります。

また、職員の給与水準は、地方公務員法の給与決定の原則に基づき、本給のほか地域手当などの手当とあわせて民間給与等との均衡を図っているところであります。

さらに、職員の勤務条件については、これまで地方公務員法第55条第1項に基づく労使の交渉を経て、条例案として議会に提案されてきましたが、これらの条例案の内容は、職員団体との話し合いが行われていないものであり、今後の安定した労使関係の確保、職員の士気の維持などが懸念されるところであります。

こうしたことから、本委員会としては、現行の条例の規定による支給割合が適当であると考えておりますので、慎重にご審議いただきたいと考えております。

(2) 不利益処分に対する不服申立書の受理について

不利益処分に対する不服申立書の受理について、事務局から説明があり、質疑があった後、了承された。